

○国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則

平成16年7月29日
法人規則第41号

改正 平成21年法人規則第49号

平成26年法人規則第39号

平成28年法人規則第36号

国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第86条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）において、企業その他外部の機関（個人を含む。以下「企業等」という。）から、受託研究費、共同研究費、学術指導、特別共同研究事業又は臨床研究に要する経費等として研究経費、指導料、研究員又は設備（以下「研究経費等」という。）を受け入れて行う研究等に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において「外部資金研究」とは、企業等から研究経費等を受け入れて、法人の業務として行う研究であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 受託研究 法人において、企業等からの委託により、研究経費又は設備を受け入れて、法人の大学教員その他教育研究又は診療に従事する職員（以下「大学教員等」という。）が、特定の課題について行う研究
- (2) 共同研究
 - ア 法人における共同研究 法人において、企業等から研究経費等を受け入れて、大学教員等が、当該企業等の研究者と共通の課題について共同して行う研究
 - イ 法人及び企業等における共同研究 法人及び企業等において共通の課題について分担して行う研究で、法人において、企業等から研究経費等を受け入れるもの
- (3) 学術指導 法人において、企業等からの委託により指導料を受け入れて、大学教員等が、特定の課題について教育、研究及び技術上の専門知識に基づき行う指導
- (4) 特別共同研究事業 法人において、法人と共通の課題について共同して研究を実施しようとする企業等から受け入れる研究経費等を活用して当該企業等の研究者を法人で雇用し共同で研究を行うもの
- (5) 臨床研究 法人において、企業等から研究経費等を受け入れて、人を対象とする医学系研究を行うもの。

(受入れの原則)

第3条 外部資金研究は、筑波大学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障をきたすおそれがないと認められる場合に、受け入れるものとする。

(申込み)

第4条 外部資金研究の申込みをしようとする企業等は、法人規程の定めるところにより、申し

込むものとする。

(受入れの可否の決定)

第5条 学長(附属病院において実施する臨床研究にあつては、附属病院長。以下同じ。)は、研究内容、研究経費、特許権等の実施その他必要な事項を企業等と協議の上、前条の外部資金研究の申込みに係る受入れの可否を決定するものとする。

(契約の締結)

第6条 分任契約担当役は、前条の受入れの決定に基づき、企業等と外部資金研究に係る契約を締結するものとする。

(研究成果等の公表)

第7条 外部資金研究による研究成果は、公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法については、学長は、必要な場合には、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、企業等と協議の上、契約書等において適切に定めるものとする。

2 共同研究の実施状況等は、必要に応じ、公表するものとする。

(発明等に係る権利の帰属)

第8条 受託研究により生じた発明、考案又は植物の新品種(以下「発明等」という。)に係る権利は、原則として、法人(国立大学法人筑波大学知的財産規則(平成16年法人規則第12号。第3項において「知的財産規則」という。))及びこれに基づく法人の規則の規定により法人が当該権利を承継しないときは、大学教員等。次項において同じ。)に帰属するものとする。

2 共同研究により生じた発明等であつて、大学教員等と企業等の研究者又は研究員が共同で行ったものについては、当該発明等に係る権利は、原則として、法人及び企業等が共有するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、発明等に係る権利の帰属について必要な事項は、学長が、企業等と協議の上、知的財産規則第3条第1項に定める特別な組織の審議を経て、契約書等において定めるものとする。

(発明等に係る権利の実施等)

第9条 外部資金研究により生じた発明等に係る権利のうち法人に帰属するものについては、企業等又はその指定する者に、期間を定めて、独占的に通常実施権を設定することができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、外部資金研究により生じた発明等に係る権利のうち法人に帰属するものについては、当該権利の実施のため必要があるときは、企業等若しくはその指定する者に当該権利を譲渡し、又は専用実施権の設定を行うことができるものとする。

(法人規程への委任)

第10条 この法人規則に定めるもののほか、外部資金研究の取扱いに関し必要な事項は、法人規程で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法人規則は、平成16年7月29日から施行する。
(経過措置)
- 2 この法人規則の施行の際現に受入れている外部資金研究については、この法人規則の規定により受入れたものとみなす。

附 則 (平21.11.26法人規則49号)
この法人規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平26.11.27法人規則39号)
この法人規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平28.3.24法人規則36号)
この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。